

稼ぐ園芸経営体応援事業

市町村が策定する『稼ぐ園芸拡大計画』に位置づけられた生産者を対象に、所得向上を目的とした園芸品目等の生産拡大を目指す取組を支援します。

◆ 事業概要

- 事業実施期間：令和8年度から令和11年度
- 対象品目：野菜（えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか）
花き（キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア）
果樹（りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）
きのこ類（しいたけ）
土地利用型作物（大豆、麦、そば、葉たばこ）
地域振興品目（市町村で特に振興する品目）
- 補助率：1／3以内（②新規就農のうち、非農家のみ1／2以内）

◆ 対象メニュー

① 収益向上

収益性を向上させ、
競争力のある稼げる経営体を育成する取組

（1）野菜・花き・果樹等

- 事業内容：生産性を向上させるため、機械・施設等の整備を支援
- 支援対象：パイプハウス、播種機、管理機、防除機、収穫機、選別機、予冷库、溝堀機、新植・改植（アスパラガス、リンドウ、果樹）、簡易トイレ、スマート農業機械等の導入に要する経費等

（2）大豆・麦・ソバ

- 事業内容：大規模に集約し、生産に取り組むための機械等の整備を支援
※原則、水稻と共用できるものは補助対象としないが、作型等から戦略作物専用で、作柄安定に向けた土壌改良のための機械は対象とする
- 支援対象：トラクターアタッチメント、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機、土壌改良のための機械、スマート農業機械等の導入に要する経費 など

（1）（2）共通

- 成果目標：事業実施後（事業実施当年度）の販売額が、現況販売額の10%以上の増加、または生産コストが10%以上低減すること。
- 事業実施主体：認定農業者

② 新規就農

新規就農者やミドル層の営農定着に資する取組

- 事業内容：青年等就農計画等の達成に要する機械・施設等の整備を支援
- 支援対象：トラクター、播種機、管理機、防除機、暖房機、除雪機、パイプハウス、かん水設備、その他就農計画の実現に必要な機械・設備等の導入に要する経費、トレーニングファームの整備※1 など
- 成果目標：事業実施後に青年等就農計画等（各年度）の目標を達成すること
- 事業実施主体：認定就農者、ミドル層支援対象者※2 など
 - ※1 農業協同組合、民間企業等が事業実施主体。
 - ※2 経営開始直後の認定農業者（市町村認定）かつ、県の「来たれミドルエイジ！農業人材 確保強化事業」の資金給付を受けている者（50歳以上60歳未満）。

③ 気象変動対策

気象変動に対応した技術の普及拡大に資する取組

- 事業内容：気象変動に対応した技術導入により、単収や品質向上となる取り組みを支援
- 支援対象：空動扇、細霧冷房システム、散乱光フィルム、遮光素材、遮熱素材 など
（県の実証結果で効果が認められたもの）
- 成果目標：事業実施後（事業実施当年度）の単位当たり販売量が現況より10%増加すること。
- 事業実施主体：認定農業者、認定就農者 など

秋田産食料供給力向上支援事業

輸入品からの切替や国内産地の縮小により、需要が高まっている3品目に特化し、『オール秋田』体制で生産拡大を目指す取組を支援します。

◆ 事業概要

- 事業実施期間：令和7年度から令和9年度
- 対象品目：夏秋いちご、半促成アスパラガス、さつまいも
- 補助率：1／2以内
- 支援対象：パイプハウス、播種機、管理機、防除機、収穫機、選別機、予冷库、溝堀機、新植、簡易トイレ、スマート農業機械等の導入に要する経費等
- 成果目標：事業実施後（目標年度）の販売額が現況販売額の1.2倍以上となること。
※目標年度については、夏秋いちご、さつまいもで事業実施翌年度、半促成アスパラガスで育成期間経過後（事業実施3年後）とする。
- 事業実施主体：認定農業者、認定就農者、農業協同組合等
- 導入下限面積：事業実施にあたり、下記に掲げる規模以上の導入が必要。
夏秋いちご100坪、半促成アスパラガス100坪、さつまいも1ha

◆ 留意事項

- 1 各事業の申請窓口は、各市町村になります。
- 2 各事業申請にあたっては、事業実施計画の作成が必要になります。
- 3 取り組む品目、事業実施主体の態様等により、事業採択基準が異なります。
- 4 県の助成と合わせて、市町村の助成を受けられる場合があります。
- 5 園芸メガ団地整備事業（中山間拠点、大規模拠点）は別途ご相談ください。
- 6 詳細は、下記へお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

○ 各市町村、各農業協同組合

○ 各地域振興局

【鹿角地域振興局】農林部農業振興普及課

〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1

TEL:0186-23-2123／FAX:0186-23-7069

【北秋田地域振興局】農林部農業振興普及課

〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1

TEL:0186-62-3950／FAX:0186-63-0705

【山本地域振興局】農林部農業振興普及課

〒016-0815 能代市御指南町1-10

TEL:0185-52-2161／FAX:0185-54-8001

【秋田地域振興局】農林部農業振興普及課

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2

TEL:018-860-3371／FAX:018-860-3363

【由利地域振興局】農林部農業振興普及課

〒015-8515 由利本荘市水林366

TEL:0184-22-7551／FAX:0184-22-6974

【仙北地域振興局】農林部農業振興普及課

〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62

TEL:0187-63-6111／FAX:0187-63-6104

【平鹿地域振興局】農林部農業振興普及課

〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41

TEL:0182-32-9501／FAX:0182-33-2352

【雄勝地域振興局】農林部農業振興普及課

〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10

TEL:0183-73-5180／FAX:0183-72-6897

○ 秋田県庁

【農林水産部】園芸振興課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL:018-860-1801／FAX:018-860-3822

令和8年度 秋田県農林水産部園芸振興課